

基準16

産業廃棄物処理施設

- 1 予定の建築物又は第一種特定工作物が次のいずれにも該当するものであること。
 - (1) 建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく許可を受けていること。
 - (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に基づく許可を受けていること。
- 2 開発行為を行わない場合においても、次のいずれを勘案して支障のないものであること。
 - (1) 法第33条第1項第2号、第3号及び第7号の規定
 - (2) 法第33条第1項第10号の規定（1ヘクタール以上の場合に限る。）
- 3 当該施設の建設につき、周辺区域において交通の安全、騒音、振動、臭気等による環境等に著しく害のおよぼおそれがなく、公共公益性の高いもので、特に市長がやむを得ないと認めたもの。
- 4 開発又は建築を行うために他の法令による許可等が必要な場合は、その許認可が受けられるものであること。